

資料

令和7年9月11日開催

第5回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第 1号 美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定について ----- 1～ 3

○条例の一部改正

議案第 2号 美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について ----- 4～ 6

議案第 3号 美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
改正について ----- 7～ 11

議案第 4号 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について ----- 12～ 15

議案第 5号 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について ----- 16～ 19

議案第 6号 美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について ----- 20～ 21

議案第 7号 美瑛町公共下水道条例の一部改正について ----- 22～ 23

議案第 8号 美瑛町水道事業給水条例の一部改正について ----- 24～ 25

○規約の変更

議案第16号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	-----	26
議案第17号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	-----	27
議案第18号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	-----	28

○決算の認定

認定第1号から

認定第3号	令和6年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査 意見について	-----	29~39
-------	---	-------	-------

認定第4号から

認定第7号	令和6年度美瑛町公営企業会計決算審査意見について	-----	40~58
-------	--------------------------	-------	-------

○健全化判断比率及び資金不足比率の報告

報告第1号	令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について	-----	59~65
-------	------------------------------	-------	-------

美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定要旨

1 制定の要旨

地域社会の課題は多様化しており、特に過疎や高齢化が進む中で、地域住民が安心して暮らし続けられる環境づくりが求められている。

東部地区（横牛、朗根内、俵真布）では、地域住民が主体となって地域が抱える課題などを把握し、その課題解決とともに、持続的な地域づくりについて話し合いが進められ、地域コミュニティの維持に必要な機能が集約された施設の在り方を協議してきた。

これらから、地域住民、事業者及び行政が連携・協力し、それぞれ役割を分担しながら、各種生活支援機能を集約・確保した「小さな拠点」となる施設の管理運営のため、本条例を制定するもの。

2 施設の概要等

施設のコンセプトを「みんながつながる地域の家」として、特定の年齢層や利用者を対象にしていた複数の機能を一つに集約し、身近な地域で世代を超えた交流を図り、互いに支え合いながら、元気でいきいきとした持続的な地域づくりを進めるもの。

(1) 構造等

- ①構造 造 木造平屋建て
- ②延床面積 768.68㎡
- ③間取り等 集会室1室、多目的室2室、高齢者福祉棟1棟、農産物加工室1室、喫茶談話室1室、直売所1棟、イベントスペース1か所、事務室1室、トイレ3か所（うち1か所は多目的トイレ） など

(2) 施設で行う事業

- ①地域コミュニティづくりに関する事業
- ②集落支援に関する事業
- ③高齢者福祉に関する事業
- ④子育て支援に関する事業

- ⑤農産物加工に関する事業
- ⑥農産物等の販売に関する事業
- ⑦その他目的達成のために必要な事業

(3) その他

- ①緊急防災施設としても活用されることから、停電時の電源確保のため、非常用発電機を施設内に設置。
- ②省エネルギー技術を活用し、一次エネルギー消費量を50%以上削減した建築物の評価基準である「Z E B R e a d y」の認証予定。

3 施設の管理・運営

公の施設として町で運営し、当該施設の維持及び管理、使用の許可及び制限等に関する業務について、指定管理者に委託する予定。

4 制定の概要

第1条（目的）

本施設の設置の目的について規定

第2条（名称及び位置）

本施設の名称と位置について規定

第3条（事業）

本施設で行う事業について規定

第4条（開館時間及び休館日）

本施設の開館時間及び休館日について規定

第5条（使用許可）

本施設の使用の許可について規定

第6条（使用料）

本施設の使用料について規定

第7条（使用料の減免）

本施設の使用料の減免について規定

第8条（使用料の返還）

本施設の使用料の返還について規定

第9条（使用許可の制限）

本施設の使用を許可しない行為について規定

第10条（使用許可の取消し等）

本施設の使用許可の取消し等について規定

第11条（目的外使用等の禁止）

本施設を目的外に使用すること等を禁止する旨について規定

第12条（原状回復）

使用者の原状回復義務について規定

第13条（入場の制限）

使用者の入場の制限について規定

第14条（損害の賠償）

本施設における損害の賠償について規定

第15条（管理の代行等）

本施設における指定管理者による管理の代行とその業務範囲等について規定

第16条（利用料金）

本施設の利用料金について規定

第17条（利用料金の減免）

本施設の利用料金の減免について規定

第18条（利用料金の返還）

本施設の利用料金の返還について規定

第19条（報告、調査、指示）

指定管理者の業務又は経理に関する報告、調査、指示ができる旨を規定

第20条（施行規定）

本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定

附 則

施行期日、準備行為について規定

5 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、本条例が準用する国会議員の選挙運動の公費負担に係る限度額の基準が改定されたことから、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

昨今の物価変動等に鑑み、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額を引き上げる。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第7条 【略】 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>第9条・第10条 【略】 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当</p>	<p>第1条～第7条 【略】 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>第9条・第10条 【略】 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当</p>

○美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> <p>第12条 【略】 附則 【略】</p>	<p>該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> <p>第12条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく基幹業務システムへの移行に当たり、個人番号の独自利用を行う事務等を規定することに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

基幹業務システムに実装された機能を用いて、住登外者宛名番号を付番し管理するため、個人番号の独自利用を行う事務及び特定個人情報の庁内連携を行う事務等に係る規定を追加する。

3 施行期日

令和7年12月1日から施行する。

○美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第3条 【略】 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 番号利用法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務、<u>町長</u>又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務並びに<u>町長</u>又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う番号利用法別表の下欄に掲げる事務及び番号利用法第9条第1項に規定する<u>準法定事務</u>とする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 <u>町長</u>又は教育委員会は、番号利用法別表の下欄に掲げる事務又は番号利用法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「<u>住登外者宛名番号管理機能</u>」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「<u>住登外者宛名情報</u>」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>5 【略】 (特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 番号利用法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特</p>	<p>第1条～第3条 【略】 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 番号利用法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び<u>町長</u>又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務_____</p> <p>_____とする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 【略】</p>

○美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新			旧																																														
<p>定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、 他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、 当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>第6条 【略】 附 則 【略】 別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th colspan="2">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町長</td> <td colspan="2">【略】</td> </tr> <tr> <td>2 町長</td> <td colspan="2">【略】</td> </tr> <tr> <td>3 町長</td> <td colspan="2">住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>4 教育委員会</td> <td colspan="2">住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1 町長</td> <td rowspan="5">美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>			機関	事務		1 町長	【略】		2 町長	【略】		3 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		機関	事務	特定個人情報	1 町長	美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	<p>第5条 【略】 附 則 【略】 別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th colspan="2">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町長</td> <td colspan="2">【略】</td> </tr> <tr> <td>2 町長</td> <td colspan="2">【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1 町長</td> <td rowspan="5">美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>			機関	事務		1 町長	【略】		2 町長	【略】		機関	事務	特定個人情報	1 町長	美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
機関	事務																																																
1 町長	【略】																																																
2 町長	【略】																																																
3 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの																																																
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの																																																
機関	事務	特定個人情報																																															
1 町長	美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則	【略】																																															
		【略】																																															
		【略】																																															
		【略】																																															
		【略】																																															
機関	事務																																																
1 町長	【略】																																																
2 町長	【略】																																																
機関	事務	特定個人情報																																															
1 町長	美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則	【略】																																															
		【略】																																															
		【略】																																															
		【略】																																															
		【略】																																															

○美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
	で定めるもの	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			で定めるもの		
2 町長	美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者及びひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	【略】		2 町長	美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者及びひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	【略】	
		【略】				【略】	
		【略】				【略】	
		【略】				【略】	
		【略】				【略】	
		【略】				【略】	
		【略】				【略】	
		【略】				【略】	
		【略】				【略】	
		【略】				<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	
別表第3（第5条関係）							
<u>照会機関</u>	<u>事務</u>	<u>提供機関</u>	<u>特定個人情報</u>				
1 町長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	教育委員会	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>				
2 教育委	<u>住登外者宛名番号</u>	町長	<u>住登外者宛名情</u>				

○美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
員会	<u>管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あつて規則で定め るもの</u>		<u>報であつて規則 で定めるもの</u>

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

令和6年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において示された国家公務員の仕事と生活の両立支援の趣旨を踏まえた勤務環境の充実を図るとともに、人事異動の時期等を鑑みた年次有給休暇の管理の容易性の向上のため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 仕事と生活の両立を支援する勤務環境の整備

仕事と生活の両立が必要な職員への支援制度の利用に関する情報提供及び職場環境の充実に係る関係規定を整備する。

(2) 年次有給休暇の付与日の改正

年次有給休暇の付与日を12月1日から4月1日に改める。

3 施行期日

令和7年10月1日から施行する。

○美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第11条 【略】 (年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、<u>一の年度</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一の年度</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、<u>当該年度</u>の中途において新たに職員となるもの 20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) 【略】</p> <p>2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、<u>当該年度の翌年度</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 【略】</p> <p>第13条・第14条 【略】 (介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であ</p>	<p>第1条～第11条 【略】 (年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、<u>一の年</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一の年</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、<u>当該年</u>の中途において新たに職員となるもの 20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) 【略】</p> <p>2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、<u>当該年の翌年</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 【略】</p> <p>第13条・第14条 【略】 (介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であ</p>

○美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>ると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第15条の2～第17条 【略】</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第18条 任命権者は、美瑛町職員の育児休業等に関する条例（平成4年美瑛町条例第6号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 美瑛町職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p><u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項</u></p>	<p>ると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第15条の2～第17条 【略】</p>

○美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第19条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 【略】 第19条の2 【略】 第20条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第18条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出</u>（次条において「<u>請求等</u>」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 【略】 第18条の2 【略】 第19条 【略】 附 則 【略】</p>

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の公布に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

（1）育児時間の多様化に対応した部分休業の取得に係る関連規定を整備する。

①第1号部分休業 1日につき2時間を超えない範囲内

②第2号部分休業 1年につき77時間30分を超えない範囲内

（2）部分休業制度の拡充に伴い、条文の整備を行う。

3 施行期日

令和7年10月1日から施行する。

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p><u>（第2号部分休業の承認）</u></p> <p><u>第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u></p> <p><u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u></p> <p><u>第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u></p> <p><u>第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職</u></p>	<p>員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p><u>第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u></p> <p>第21条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務をしない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p> <p>第23条～第25条 【略】 附則 【略】</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務をしない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第22条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u> _____</p> <p>第23条～第25条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

昨今の物価高騰等に対する使用料の適正化を図るため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

水沢体験住宅（大）の使用料を63,000円から69,000円に、同住宅（中）の使用料を52,000円から58,000円に、同住宅（小）の使用料を42,000円から48,000円に引き上げる。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

○美瑛町二地域居住体験住宅条例 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新		旧																											
第1条～第8条 【略】 附 則 【略】 別表第1（第2条関係） 【略】 別表第2（第4条関係）		第1条～第8条 【略】 附 則 【略】 別表第1（第2条関係） 【略】 別表第2（第4条関係）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用料（1月当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビルケの森体験住宅</td> <td>82,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（大）</td> <td>69,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（中）</td> <td>58,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（小）</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>幸町体験住宅1号室</td> <td>61,000円</td> </tr> <tr> <td>幸町体験住宅2号室</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用料（1月当たり）	ビルケの森体験住宅	82,000円	水沢体験住宅（大）	69,000円	水沢体験住宅（中）	58,000円	水沢体験住宅（小）	48,000円	幸町体験住宅1号室	61,000円	幸町体験住宅2号室	60,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用料（1月当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビルケの森体験住宅</td> <td>82,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（大）</td> <td>63,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（中）</td> <td>52,000円</td> </tr> <tr> <td>水沢体験住宅（小）</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>幸町体験住宅1号室</td> <td>61,000円</td> </tr> <tr> <td>幸町体験住宅2号室</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用料（1月当たり）	ビルケの森体験住宅	82,000円	水沢体験住宅（大）	63,000円	水沢体験住宅（中）	52,000円	水沢体験住宅（小）	42,000円	幸町体験住宅1号室	61,000円	幸町体験住宅2号室	60,000円
名称	使用料（1月当たり）																												
ビルケの森体験住宅	82,000円																												
水沢体験住宅（大）	69,000円																												
水沢体験住宅（中）	58,000円																												
水沢体験住宅（小）	48,000円																												
幸町体験住宅1号室	61,000円																												
幸町体験住宅2号室	60,000円																												
名称	使用料（1月当たり）																												
ビルケの森体験住宅	82,000円																												
水沢体験住宅（大）	63,000円																												
水沢体験住宅（中）	52,000円																												
水沢体験住宅（小）	42,000円																												
幸町体験住宅1号室	61,000円																												
幸町体験住宅2号室	60,000円																												
備考 使用の開始日及び終了日が月の途中である場合は、日割計算による。		備考 使用の開始日及び終了日が月の途中である場合は、日割計算による。																											

美瑛町公共下水道条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

大規模災害発生時に被災地において排水設備等工事に係る指定業者の確保が困難な状況となったことで、排水設備の復旧が長期化した全国的な事例を踏まえ、標準下水道条例について（昭和34年11月18日付厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号）が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

災害その他非常の場合において、排水設備等工事指定業者の確保が困難と判断されるときは、他の地方公共団体の長の指定を受けた者による工事を特例的に認める規定を設ける。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町公共下水道条例 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】 (排水設備等の設計及び工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の設計及び工事は、町長が指定する排水設備等工事を施工する者(以下「指定業者」という。)でなければ行うことができない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の地方公共団体の長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 【略】</p> <p>第8条～第37条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>第1条～第6条 【略】 (排水設備等の設計及び工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の設計及び工事は、町長が指定する排水設備等工事を施工する者(以下「指定業者」という。)でなければ行うことができない。 _____</p> <p>_____</p> <p>2 【略】</p> <p>第8条～第37条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

美瑛町水道事業給水条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

大規模災害発生時に被災地において指定給水装置工事事業者の確保が困難な状況となったことで、給水装置の復旧が長期化した全国的な事例を踏まえ、災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について（令和7年4月22日付国水水第29号）において供給規程の記載例が示されたことから、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

災害その他非常の場合において、指定給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるときは、他の地方公共団体の長又は他の地方公共団体の長が指定をした者による工事を特例的に認める規定を設ける。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町水道事業給水条例 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第5条 【略】 (工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、町長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の地方公共団体の長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第7条～第38条 【略】 附則 【略】</p>	<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第5条 【略】 (工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、町長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>第7条～第38条 【略】 附則 【略】</p>

○北海道市町村総合事務組合規約 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
第1条～第15条 【略】 附 則 【略】 別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体		第1条～第15条 【略】 附 則 【略】 別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
【略】	【略】	【略】	【略】
檜山振興局（10）	【略】、檜山広域行政組合 、北部桧山衛生センター組合	檜山振興局（11）	【略】、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合
【略】	【略】	【略】	【略】
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1～8 【略】	【略】	1～8 【略】	【略】
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	【略】、檜山広域行政組合 、北部桧山衛生センター組合、【略】	9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	【略】、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合、【略】
10 【略】	【略】	10 【略】	【略】

○北海道市町村職員退職手当組合格約 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧																
<p>第1条～第15条 【略】 附 則 【略】 別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 【略】 (2) 一部事務組合及び広域連合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩管内・ 渡島管内</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>檜山管内</td> <td>北部檜山衛生センター組合、南部檜山衛生処理組合_____、檜山広域行政組合</td> </tr> <tr> <td>後志管内～ 根室管内</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一部事務組合及び広域連合	石狩管内・ 渡島管内	【略】	檜山管内	北部檜山衛生センター組合、南部檜山衛生処理組合_____、檜山広域行政組合	後志管内～ 根室管内	【略】	<p>第1条～第15条 【略】 附 則 【略】 別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 【略】 (2) 一部事務組合及び広域連合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩管内・ 渡島管内</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>檜山管内</td> <td>北部檜山衛生センター組合、南部檜山衛生処理組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、檜山広域行政組合</td> </tr> <tr> <td>後志管内～ 根室管内</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一部事務組合及び広域連合	石狩管内・ 渡島管内	【略】	檜山管内	北部檜山衛生センター組合、南部檜山衛生処理組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、檜山広域行政組合	後志管内～ 根室管内	【略】
区分	一部事務組合及び広域連合																
石狩管内・ 渡島管内	【略】																
檜山管内	北部檜山衛生センター組合、南部檜山衛生処理組合_____、檜山広域行政組合																
後志管内～ 根室管内	【略】																
区分	一部事務組合及び広域連合																
石狩管内・ 渡島管内	【略】																
檜山管内	北部檜山衛生センター組合、南部檜山衛生処理組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、檜山広域行政組合																
後志管内～ 根室管内	【略】																

○北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約 新旧対照表

令和7年9月11日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第19条 【略】 附 則 【略】 別表第1 【略】 桂沢水道企業団</p> <hr/> <p>檜山広域行政組合 【略】 別表第2 【略】</p>	<p>第1条～第19条 【略】 附 則 【略】 別表第1 【略】 桂沢水道企業団 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 檜山広域行政組合 【略】 別表第2 【略】</p>



美 監 査 第 1 6 号

令 和 7 年 8 月 2 5 日

美 瑛 町 長 角 和 浩 幸 様

美 瑛 町 監 査 委 員 菅 範 之 

美 瑛 町 監 査 委 員 谷 本 憲 一 

令 和 6 年 度 美 瑛 町 一 般 会 計 ・ 特 別 会 計 ・ 基 金 運 用 状 況 等 決 算 審 査
意 見 に つ い て

地 方 自 治 法 第 2 3 3 条 第 2 項 及 び 第 2 4 1 条 第 5 項 の 規 定 に よ り、令 和 7 年
7 月 1 日 付 け 美 総 財 第 6 3 号 で 審 査 に 付 さ れ た 令 和 6 年 度 美 瑛 町 一 般 会 計 及
び 特 別 会 計 並 び に 基 金 の 運 用 状 況 等 の 決 算 審 査 を 終 了 し た の で、別 紙 の と お り
意 見 書 を 提 出 し ま す。

令和6年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査意見書

1 審査の対象

- (1) 令和6年度美瑛町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和6年度美瑛町基金運用状況
- (5) 地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書

2 審査の期間

令和7年8月4日から令和7年8月7日までの4日間

3 審査の会場

監査委員室

4 審査の方法

令和6年度の一般会計及び各特別会計の決算審査に当たっては、町長より送付を受けた各会計の決算書、決算附属書類、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに関係諸帳簿、基金の運用状況を示す会計課保管の書類等を照合調査し、計数の正確性、予算執行の的確性等の確認を行い、併せて関係職員の説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にしながら審査を執行した。

審査に当たっては、はじめに担当課・局・室長から令和6年度決算の事業概要を、また、担当職員からは、決算書の備考欄に記載の各種事業に関し提出を求めた資料（別途請求）に基づいて詳細なる説明を受け、契約書類等との照合等を経て、監査委員が必要と認める事項について、試査による手続きにより審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された各会計の決算書、決算附属書類、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに関係諸帳簿は関係法令に準拠して調製されており、また、歳計現金等の残高は、指定金融機関の現金保管状況内訳書の最終分と合致しており、計数的には正確なことを確認し、総括的には予算の執行、財務に関する事務の処理は適正であると認める。

以下、各会計の決算審査の概要、個別の意見は、次のとおりである。

一 般 会 計

令和6年度の決算額は、歳入 12,555,756 千円、歳出 12,403,356 千円で、差引 152,400 千円（繰越明許費繰越額 4,841 千円、実質収支額 147,559 千円）は、翌年度へ繰越しとなっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決算額			予算に対する比率	
	歳入	歳出	残額	歳入	歳出
12,921,729	12,555,756	12,403,356	152,400	97.2	96.0

1 歳 入

(1) 歳入の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算対比	調定対比
12,921,729	12,570,787	12,555,756	207	14,825	97.2	99.9

調定額は、予算現額の 97.3% (350,942 千円減) で、この内、収入済額は、12,555,756 千円で、予算現額の 97.2% (365,973 千円減)、調定額の 99.9% (15,031 千円減) であり、残額の 15,031 千円については、207 千円が不納欠損額、14,825 千円が収入未済額となっている。

(2) 主な歳入の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入構成比
町 税	1,110,886	1,134,734	1,124,261	200	10,273	9.0
地方交付税	5,188,113	5,188,113	5,188,113	0	0	41.3
国庫支出金	1,335,931	1,187,246	1,187,246	0	0	9.5
道 支 出 金	955,543	826,197	826,197	0	0	6.6
町 債	1,360,194	1,235,094	1,235,094	0	0	9.8
そ の 他	2,971,062	2,999,403	2,994,845	7	4,552	23.8
計	12,921,729	12,570,787	12,555,756	207	14,825	100.0

(注) 調定額は、端数調整のため一致しないことがある。

町税の徴収率は、99.1%（前年度 99.3%）で 0.2%の減、収入済額では、37,847 千円の減となっている。不納欠損額は、200 千円で前年度に比して 731 千円の減、収入未済額は、10,273 千円で 2,821 千円の増となっている。

税目別の徴収率は、町民税が 98.9%、固定資産税が 99.1%、軽自動車税が 98.7%、たばこ税・入湯税が 100.0%でいずれも前年度同率となり、都市計画税が 99.2%（前年度 99.5%）で 0.3%の減となっている。

現年度分・滞納繰越分別にみると、現年度分は 99.5%（前年度 99.7%）で 0.2%の減、滞納繰越分では 38.5%（前年度 35.0%）で 3.5%の増となっている。

徴収事務については、新規滞納者に対し、納期限後 20 日以内に督促状の発送を行い、また年度内完納を目指し納税相談等を行うなどして、全体の徴収率が 99.1%（前年度 99.3）で 0.2%の減となっている。

納付方法については、地方税統一の QR コードを活用したクレジットカード決済を始め、コンビニ納付など、時間や場所に左右されない納付方法の充実を図るなど納税者に対する配慮が見受けられる。

滞納整理については、早期の財産調査の実施とあわせて、滞納者の実態調査の範囲を広げ、換価容易な財産を特定し滞納処分をするなど、滞納額縮減への取組がなされている。

今後においても上川広域滞納整理機構との連携が必須であり、徴収率の向上及び滞納繰越額の縮小に向け、適正な対策を引き続き講じられたい。また、居所不明者、生活困窮者に係る不納欠損額の処理においても適正に措置されるとともに、今後も公平で公正な税収の確保に努められたい。

また、税外収入においても、関係課との綿密なる協議のもと徴収体制の協力、強化を図り徴収率の向上への努力を引き続き期待するものである。

地方交付税は、前年度に比べ 36,471 千円減の 5,188,113 千円で、歳入決算額の 41.3%（前年度 43.7%）となっており、普通交付税が 63,719 千円（1.3%）の減、特別交付税は、27,248 千円（5.7%）の増となっている。

地方交付税の実績は、次表のとおりである。

（単位 千円・比率 %）

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
普通交付税	4,473,016	4,750,151	4,816,369	4,745,387	4,681,668
特別交付税	439,861	513,149	529,604	479,197	506,445
計	4,912,877	5,263,300	5,345,973	5,224,584	5,188,113
対前年比	3.4	7.1	1.6	△ 2.3	△ 0.7

以下、前年度との比較では、国庫支出金 138,540 千円（13.2%）の増、道支出金 305,125 千円（27.0%）の減、町債 333,570 千円（37.0%）の増、その他 495,265 千円（19.8%）の増となっている。

年度末の町債残高は、長期的に町債の発行を抑制していることなどから、前年度に比して371,142千円減の10,314,742千円となっている。

その他の歳入の収入未済額は、4,552千円で前年度に比して110千円の減となっている。

その他収入未済額は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

区 分	年 度	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額	収 納 率
保 育 負 担 金	4	45	5	0	40	11.1
	5	40	6	0	34	15.0
	6	34	0	0	34	0.0
河 川 使 用 料	4	75	62	0	13	82.7
	5	372	358	0	14	96.2
	6	848	834	7	7	98.3
町 営 住 宅 使 用 料	4	100,176	95,155	0	5,021	95.0
	5	96,683	92,069	0	4,614	95.2
	6	97,823	93,420	0	4,403	95.5
担 手 研 修 セ ン タ ー 使 用 料	4	0	0	0	0	0.0
	5	0	0	0	0	0.0
	6	45	0	0	45	0.0
雑 入	4	0	0	0	0	0.0
	5	0	0	0	0	0.0
	6	339,790	339,727	0	63	100.0
計	4	100,296	95,222	0	5,074	94.9
	5	97,095	92,433	0	4,662	95.2
	6	438,540	433,981	7	4,552	99.0

収入未済額については、町営住宅使用料の収納率の増などにより、前年度と比して110千円減少している。町営住宅使用料については、引き続き収納事務の一層の努力を期待する。

2 歳出

(1) 歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
12,921,729	12,403,356	361,578	156,795	96.0

決算額は、12,403,356千円で予算額の96.0%の執行率となっている。

不用額は、156,795千円(予算額の1.2%)で前年度に比べ91,743千円の減となっている。

(2) 性質別の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

区 分	年 度	令和5年度		令和6年度		比 較	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増加率
人 件 費		1,434,181	12.0	1,519,453	12.1	85,272	5.9
物 件 費		1,425,326	11.9	1,457,984	11.6	32,658	2.3
維 持 修 繕 費		525,065	4.4	494,095	3.9	△ 30,970	△ 5.9
扶 助 費		945,220	7.9	923,452	7.4	△ 21,768	△ 2.3
補 助 費		1,826,036	15.3	1,982,166	15.8	156,130	8.6
公 債 費		1,700,797	14.2	1,640,375	13.0	△ 60,422	△ 3.6
投資・出資・積立		401,461	3.4	750,005	6.0	348,544	86.8
繰 出 金		906,591	7.6	863,311	6.9	△ 43,280	△ 4.8
事 業 費		2,417,996	20.2	2,672,515	21.3	254,519	10.5
そ の 他		100,000	0.8	100,000	0.8	0	0.0
計		11,682,673	98.0	12,403,356	98.8	720,683	6.2
繰 越 額		285,151	2.4	152,400	1.2	△ 132,751	△ 46.6
合 計		11,967,824	100.0	12,555,756	100.0	587,932	4.9

増額となった主なものは、投資及び出資金・積立金では、公共施設等整備基金や丘のまちびえいまちづくり基金等の増などにより、348,544千円(86.8%)の増、事業費では、東部地区コミュニティ施設(仮称)整備事業、防災無線操作卓の更新、障がい者グループホーム施設整備事業、天人峡地区公園整備事業等の増により、254,519千円(10.5%)の増となっている。一方、減額となった主なものは、起債償還元金及び利子の減により、公債費において60,422千円(3.6%)の減、繰出金では、病院への繰出金の減、農業研修施設への繰出金の皆減により、43,280千円(4.8%)の減となっている。

上記を踏まえ、歳出全体としては、587,932千円(4.9%)の増となっている。

(3) 財政構造の弾力性を判断する経常的経費の経常収支比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

種別 年度	人件費	物件費等	公債費	経常費充当計
2	1,104,728 (17.5)	2,663,047 (42.3)	1,542,802 (24.5)	5,310,577 (84.3)
3	1,109,300 (16.7)	2,777,048 (41.6)	1,670,309 (25.1)	5,556,657 (83.4)
4	1,084,489 (16.1)	2,765,299 (42.6)	1,752,568 (26.7)	5,602,356 (85.4)
5	1,094,339 (16.9)	2,811,873 (43.2)	1,644,918 (25.3)	5,551,130 (85.4)
6	1,145,740 (17.8)	2,850,613 (44.3)	1,593,938 (24.7)	5,590,291 (86.8)

経常収支比率は、86.8% (前年度 85.4%) で 1.4% の増となっている。

内訳では、人件費が 0.9% の増、物件費等が 1.1% の増、公債費が 0.6% の減となっている。

(4) 予備費の充用は、件数 5 件、金額 1,798 千円で前年度に比して件数では 2 件の減、金額は 256 千円の減となっている。

3 総括意見

令和 6 年度決算については、依然としてエネルギー・食料価格、人件費の高騰など、例年に増して厳しい状況にありましたが、町民のかけがえのない暮らしを守るため、生活に直結する様々な問題を包含した課題に対し、迅速果敢なる姿勢で事業が展開されている。現状の社会情勢への対応として、基幹産業である農業分野においては、農業経営の圧迫を緩和すべく、生産費等の支援措置を行い、社会福祉分野においては、低所得世帯や生活困窮者への支援、利用者の安全確保や災害時の福祉避難所としての活用を目的に介護老人福祉施設の大規模修繕がなされている。観光分野においては、青い池駐車場トイレ新設、セブンスターの木駐車場改修など、オーバーツーリズム対策をさらに強化し、その他でDX (デジタル・トランスフォーメーション) については、公共施設の予約効率化や町内における適切な交通手段の確保など、デジタル技術が活用されることで行政サービス向上につながる事業が推進されている。

行財政運営については、地方債残高が 371,142 千円 (3.5%) の減となり、引き続き減少傾向にあり、町債の活用を抑制した堅実な財政運営がなされている。さらに、北海道市町村備荒資金組合超過納付金を合わせた基金の総額 (土地開発基金を除く。) は、前年度比 24,017 千円増の 4,093,662 千円となっており、物価、人件費の高騰などにより厳しい財政状況にあることは理解するが、有効な財政運営のもと安定的な財政基盤の維持をお願いしたい。

自主財源の根幹をなす税・使用料等の収入確保は、安定的な財源確保のために優

先すべき課題であるが、令和6年度の町税の収入未済額は10,273千円、不納欠損額は200千円となっている。納税の重要性、税負担の公平化の観点から、不納欠損額を極力最小限にとどめるとともに、引き続き早期の滞納整理に努め、未収金発生の防止及び早期回収に努力されたい。

歳出については、経常収支比率が86.8%（前年度85.4%）で1.4%の増、実質公債費比率が13.6%（前年度13.4%）で0.2%と増加しており、実質公債費比率が上昇傾向ではあるが、安定した財政基盤であることに変わりなく、引き続き効率的かつ効果的な予算執行のもと、安定的な財政基盤を確保しつつ、多様化する町民や時代のニーズに的確に対応し、町民福祉の向上に寄与されるようお願いしたい。

今後においても、地方自治体が抱える「人口減少と高齢化」「行政のデジタル化と業務の効率化」「地域資源の魅力の維持」「災害・自然環境のリスクとインフラの維持管理」などの長期的な問題であることから、自治体、民間、地域住民が協働する形で、デジタルと現場の知恵を融合させたまちづくりを進めていくことが求められます。これにより、人口減少の進行を緩和しつつ、魅力ある美瑛町を次の世代へとつなぐ基盤を築くことを望むものです。

特 別 会 計

1 老人保健施設事業特別会計

令和6年度の決算額は、歳入 108,612 千円、歳出 108,609 千円で、差引 3 千円は、翌年度へ繰越しとなっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決 算 額			予算に対する比率	
	歳 入	歳 出	残 額	歳 入	歳 出
108,615	108,612	108,609	3	100.0	100.0

指定管理者制度による運営により、利用料金は指定管理者の収入となり、指定管理者の運営に対する支援貸付金等の施設事業費 50,000 千円及び起債元利償還金等の公債費が主な支出である。今後も、寝たきりや認知症など介護を必要とする方々の増加に対応し、看護・介護や機能訓練を提供する施設としての役割を十分に果たされ、要介護高齢者の自立を支援し、必要なケアとサービスを提供されたい。

2 白金泉源事業特別会計

令和6年度の決算額は、歳入 29,292 千円、歳出 27,111 千円で、差引 2,181 千円は、翌年度へ繰越しとなっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決 算 額			予算に対する比率	
	歳 入	歳 出	残 額	歳 入	歳 出
29,137	29,292	27,111	2,181	100.5	93.0

白金エリアは本町における代表的な観光地であり、また、天然温泉は観光資源として大きな魅力となっている。今後とも、良質で安定した湯量を確保するため、日頃からの配管、設備の点検、修繕及び見回り等を実施することで、施設等の異常を早期に発見し、将来にわたって安定的な湯量を供給する泉源事業の運営に努められたい。

各基金の運用状況

基金の期中増減と期末残高は、次の表のとおりである。

1 一般会計等

(単位 千円)

区 分	前年度末残高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
財政調整基金	552,654	96	552,750
公共施設等整備基金	757,120	△ 38,761	718,359
減債基金	488,524	404	488,928
人づくり育成基金	276,623	△ 8,991	267,632
福祉基金	136,886	△ 14,599	122,287
農業振興基金	82,460	△ 16,263	66,197
民有林環境保全基金	60,788	△ 9,100	51,688
丘のまちびえいまちづくり基金	622,151	21,972	644,123
光ファイバーテレビ放送網管理基金	6,685	7	6,692
森林環境譲与税基金	17,204	39,996	57,200
観光振興基金	76,507	46,924	123,431
小 計	3,077,602	21,685	3,099,287
土地開発基金	194,299	64	194,363
合 計	3,271,901	21,749	3,293,650

(再掲：土地開発基金の内訳)

(単位 千円)

基金名	前年度末の	当年度中の	当年度末の	運用状況
	基金額	増減額	基金額	
土地開発基金	194,299	64	194,363	現金 45,749
	(内土地 157,435)	(内現金8,885) (内土地△8,821)		貸付金 0 土地 148,614 (6,337.57㎡)

2 特別会計

(単位 千円)

区 分	前年度末残高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
老人保健施設事業基金	12,137	△ 9,805	2,332
美瑛町白金泉源事業特別会計基金	4,498	9,612	14,110

3 審査の結果

審査の結果、基金の運用状況の計数は正確であることが認められた。



美 監 査 第 1 7 号

令 和 7 年 8 月 2 5 日

美 瑛 町 長 角 和 浩 幸 様

美 瑛 町 監 査 委 員 菅 範 之

美 瑛 町 監 査 委 員 谷 本 憲 一

令 和 6 年 度 美 瑛 町 公 営 企 業 会 計 決 算 審 査 意 見 に つ い て

地 方 公 営 企 業 法 第 3 0 条 第 2 項 の 規 定 に よ り、令 和 7 年 6 月 1 日 付 け 美 総 財 第 5 5 号 で 審 査 に 付 さ れ た 令 和 6 年 度 美 瑛 町 公 営 企 業 の 決 算 審 査 を 終 了 し た の で、別 紙 の と お り 意 見 書 を 提 出 し ま す。

令和6年度美瑛町公営企業会計決算審査意見書

1 審査の対象

令和6年度 美瑛町水道事業会計

令和6年度 美瑛町公共下水道事業会計

令和6年度 美瑛町水力発電事業会計

令和6年度 美瑛町立病院事業会計

2 審査の期間

令和7年7月 9日 1日間 美瑛町水道事業会計

美瑛町公共下水道事業会計

美瑛町水力発電事業会計

令和7年7月10日 1日間 美瑛町立病院事業会計

3 審査について

決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類に事業の財政状況及び経営成績が適正に表示されているかを検証するため、はじめに担当室・局長から令和6年度決算の事業概要を、また、担当者からは、詳細な決算内容、資料の説明を受け、事業会計の伝票、帳簿、台帳、契約書類等との照合など、監査委員が必要と認めるその他審査手続きに基づいて、審査を実施した。

併せて、令和6年度に新たに取得した器械・装置等備品について、担当局内において使用状況等を確認した。

次に、事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

4 審査の結果

4 企業会計の決算について、その内容を審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されていることが認められた。

4 企業会計の決算の概要は、次に述べるとおりである。

美 瑛 町 水 道 事 業 会 計

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、水道事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認める。

2 経営状況について

(1) 経営成績について

令和6年度の水道事業会計の収支は、水道事業収益（以下「総収益」という。）が283,600千円、水道事業費用（以下「総費用」という。）が287,173千円となり、差引3,573千円の純損失が生じた。

総収益の根幹をなしている水道使用料を前年度と比較すると、白金地区で265千円（1.6%）、本町地区で714千円（0.5%）、五稜地区で110千円（2.6%）の増、平和地区で482千円（1.5%）の減となり、町全体では、606千円（0.3%）の増となっている。

総費用では、総係費の主なもので、委託料が5,645千円（28.6%）の増、職員給与費が3,332千円（20.1%）の減となっている。

その他、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費（職員給与費を除く）、営業外費用で3,110千円（2.8%）の増となっている。

この結果、当年度の未処分利益剰余金は、前年度の繰越利益剰余金53,927千円と本年度の決算で生じた純損失3,573千円を合わせた50,354千円となった。

総収益及び総費用の推移は、第1表のとおりである。

《第1表》総収益・総費用の推移

（単位 千円・率は前年対比%・税抜・△は純損失）

年度	総収益		総費用		純利益
元	299,204	96.7	285,677	94.3	13,527
2	289,174	96.6	292,509	102.4	△3,335
3	279,946	96.8	278,069	95.1	1,877
4	279,203	99.7	286,246	102.9	△7,043
5	284,700	102.0	293,717	102.6	△9,017
6	283,600	99.6	287,173	97.8	△3,573

① 収益について

総収益は、予算額306,308千円に対し、決算額305,850千円（営業収益235,695千円、営業外収益70,155千円、特別利益0千円）で、収入率99.9%となり、前年

度の収入率 99.8%に比し 0.1%の増となっている。

総収益の内訳とその推移は、第 2 表のとおりである。

《第 2 表》総収益の内訳と推移

(単位 千円・税抜)

年度	給水 収益	受託給水 工事収益	その他 営業収益	他会計 補助金	長期 前受金	過年度 損益修正益	その他 収益	総収益
元	210,809	0	2,785	1,796	66,829	0	16,985	299,204
2	193,784	0	2,262	13,082	63,061	0	16,985	289,174
3	194,163	0	2,275	12,104	61,055	0	10,349	279,946
4	207,335	0	1,616	333	60,527	0	9,392	279,203
5	211,198	0	2,877	594	59,836	0	10,195	284,700
6	211,804	0	2,613	363	58,343	0	10,477	283,600

収益の主体となる給水収益は、予算額 233,615 千円に対し、決算額 232,985 千円で、収入率 99.7%となっている。

有収水量は、1,034,386 m³（本町地区 707,605 m³・白金地区 145,289 m³・平和地区 160,291 m³・五稜地区 21,201 m³）で前年度に比し、4,322 m³の増となっている。

供給単価は、205 円で前年度同額となっている。

給水収益の推移は、第 3 表のとおりである。

《第 3 表》給水収益の内訳と推移

(税抜)

年度	有収水量 m ³	給水収益 千円	供給単価 ア 円	給水原価 イ 円	差引 アーイ 円
元	1,041,801	210,809	202.35	273.24	△70.89
2	986,668	193,784	196.40	232.55	△36.15
3	982,389	194,163	197.64	220.90	△23.26
4	1,009,791	207,335	205.32	218.98	△13.66
5	1,030,064	211,198	205.05	236.59	△31.54
6	1,034,386	211,804	204.76	228.32	△23.56

② 費用について

総費用は、予算額 306,308 千円に対し、決算額 304,877 千円（営業費用 293,133 千円、営業外費用 11,744 千円、特別損失 0 千円）で、執行率 99.5%となり、前年度の執行率 99.1%に比し、0.4%の増となっている。

使途別費用の前年度との比較は、第4表のとおりである。

《第4表》使途別費用比較表

(単位 千円・税抜)

区分	令和5年度	令和6年度	比較	
			増(△)減	比率(%)
給与費	16,566	13,234	△3,332	△20.1
委託料	44,052	49,925	5,873	13.3
修繕費	31,719	26,074	△5,645	△17.8
減価償却費	169,172	159,846	△9,326	△5.5
資産減耗費	1,435	4,440	3,005	209.4
企業債利息	2,469	1,939	△530	△21.5
特別損失	0	0	0	0
その他	28,304	31,715	3,411	12.1
計	293,717	287,173	△6,544	△2.2

主な使途別費用では、委託料で13.3%、資産減耗費で209.4%が増となり、給与費で20.1%、修繕費で17.8%、減価償却費で5.5%、企業債利息で21.5%が減となっている。

総費用に占める給与費の割合は、4.6%となっている。

給水収益に対する企業債の割合は、第5表のとおりである。

《第5表》給水収益と企業債償還割合

(単位 千円・税抜)

年度	給水収益 (A)	企業債償還額			比較 B/A %
		元 金	利 息	計 (B)	
元	210,809	41,128	6,647	47,775	22.7
2	193,784	51,904	5,367	57,271	29.6
3	194,163	49,921	4,133	54,054	27.8
4	207,335	43,960	3,153	47,113	22.7
5	211,198	42,533	2,469	45,002	21.3
6	211,804	39,037	1,939	40,976	19.3

(2) 資本的収支について

資本的収入の決算額は、37,303千円で、予算額37,304千円に対する収入率は、99.9%であり、その内訳は、企業債12,200千円、一般会計補助金で20,868千円、負担金で4,235千円となっている。

資本的支出の決算額は、250,334千円で、予算額270,841千円に対する執行率は、92.4%であり、その内訳は、建設改良費で210,241千円、固定資産購入費で1,056千円、企業債償還金で39,037千円となっている。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額213,031千円は、当年度消費税資本的収支調整額6,375千円、過年度分損益勘定留保資金206,656千円で補てんしている。

(3) 財政状況について

年度末の資産総額は、3,625,155千円で、前年度より80,172千円の減であり、内訳は、固定資産で27,802千円の増、流動資産で107,974千円の減となっている。

流動資産のうち現金預金で120,322千円の減、未収金等で12,348千円の増となっている。

負債は、固定負債が146,178千円、流動負債71,484千円で、前年度より43,358千円の減となっている。

資本は、2,317,838千円で、前年度より3,573千円の減となっており、内訳は、資本金で前年度同額により増減なし、利益剰余金で3,573千円の減となっている。

- 注) 1. 予算額、予算額等との対比の数値は、消費税込みで記載している。
2. 第1表から第5表までの表示金額及び財政状況の対比の数値は、消費税抜きで記載している。

3 総括意見

令和6年度の水道事業会計の決算は、純損失3,573千円が計上された。

年間有収水量が前年度と比し4,418 m³の増、給水収益についても、前年度より606千円の増となっているが、老朽化等に伴う配水管の修繕費用の増から、総体で純損失の決算となっている。

令和6年度についても、消火栓の更新工事、配水管の布設替工事、浄水場の設備更新などを実施し、住民への安全で安定した給水の確保を目指し、各種事業が展開されている。

今後においては、施設の老朽化や人口減少などの課題に的確に対応し、計画的な施設更新を着実に進めることが重要と考える。

限られた財源の中で、持続可能な経営を実現するためには、長期的な視点に立った戦略的な取組が求められる。加えて、適正な料金改定も含めた財政的な見直しを行うことが、持続可能な経営の確保につながると考える。

良質で安定的な水の供給を継続していくため、健全な事業運営に努めていただきたい。

美 瑛 町 公 共 下 水 道 事 業 会 計

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、公共下水道事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認める。

2 業務状況について

公共下水道事業の業務状況は、次表のとおりである。下水道に接続可能な処理区域内人口は、6,287人で、前年度に比べ58人減少し、人口普及率は68.1%で、前年度に比べ0.2%増加している。下水道を使用している処理人口は、6,173人で、前年度に比べ47人減少し、水洗化率は98.2%で、前年度に比べ0.2%増加している。

処理水量は958,243 m³で、前年度に比べ25,293 m³減少し、有収水量は597,774 m³で、前年度に比べ3,381 m³減少している。なお、有収率は62.4%で、前年度に比べ1.3%増加している。

項 目	単位	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率 (%)	
処理区域面積	ha	291	291	0	0.0	
行政人口	人	9,235	9,341	△106	△1.1	
処理区域内人口	人	6,287	6,345	△58	△0.9	
処 理 人 口	人	6,173	6,220	△47	△0.8	
人口普及率	%	68.1	67.9	0.2	0.3	
水洗化率	%	98.2	98.0	0.2	0.2	
処理水量	年 間	m ³	958,243	983,536	△25,293	△2.6
有収水量	年 間	m ³	597,774	601,155	△3,381	△0.6
有 収 率	%	62.4	61.1	1.3	2.1	

※人口普及率=処理区域内人口/行政人口×100

※水洗化率=処理人口/処理区域内人口×100

※有収率=有収水量/処理水量×100

3 予算執行状況について

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の決算状況については、以下のとおりとなっている。

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位：千円、%、税込)

区 分	令和6年度			令和5年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
営業収益	129,001	129,727	100.6	130,095	130,581	100.4
営業外収益	306,340	306,338	100.0	285,941	285,947	100.0
特別利益	3	0	0	3	0	0.0
合 計	435,344	436,065	100.2	416,039	416,528	100.1

支出

区 分	令和6年度			令和5年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
営業費用	421,952	410,494	97.3	395,411	383,638	97.0
営業外費用	12,884	11,640	90.3	14,499	14,983	103.3
特別損失	8	0	0	5,629	5,401	95.9
予備費	500	0	0	500	0	0
合 計	435,344	422,134	97.0	416,039	404,022	97.1

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位：千円、%、税込)

区 分	令和6年度			令和5年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
企業債	0	0	0	13,400	7,800	58.2
他会計補助金	5,286	5,286	100.0	4,360	4,360	100.0
国庫補助金	0	0	0	8,295	7,831	94.4
固定資産売却代金	1	0	0	1	0	0
負担金	110	111	100.9	—	—	—
合 計	5,397	5,397	100.0	26,056	19,991	76.7

支出

区 分	令和6年度			令和5年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
建設改良費	9,711	9,658	99.5	23,166	23,023	99.4
企業債償還金	102,340	102,340	100.0	113,451	113,451	100.0
合 計	112,051	111,998	100.0	136,617	136,474	99.9

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 106,601 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 878 千円、過年度分損益勘定留保資金 20,964 千円及び当年度分損益勘定留保資金 84,759 千円で補てんされている。

4 経営成績について

(1) 収 益

下水道事業収益

(単位：千円、%、税抜)

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率
営業収益	121,347	122,159	△812	△0.7
営業外収益	306,384	285,956	20,428	7.1
特別利益	0	0	0	0
合 計	427,731	408,115	19,615	4.8

下水道事業費用

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率
営業費用	397,739	373,830	23,909	6.4
営業外費用	16,478	16,224	254	1.6
特別損失	0	5,401	△5,401	△100.0
合 計	414,217	395,455	18,762	4.7

(2) 経営比率

総収益対総費用

(単位：千円、%、税抜)

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率
総 収 益 (A)	427,731	408,115	19,616	4.8
総 費 用 (B)	414,217	395,455	18,762	4.7
純 利 益 (A) - (B)	13,514	12,660	854	6.7
総収益対総費用比率 (A) / (B) × 100	103.3	103.2	0.1	0.1

総収益 427,731 千円に対し、総費用は 414,217 千円であり、差引 13,514 千円の純利益を計上している。収益と費用の総体的な関連を示す総収益対総費用比率は、理想比率 100 以上に及ぶ 103.3%となっている。

営業収益対営業費用

(単位：千円、%、税抜)

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率
営業収益 (A)	121,347	122,159	△812	△0.7
営業費用 (B)	397,739	373,830	23,909	6.4
営業損益 (A) - (B)	△276,392	△251,671	△24,721	△9.8
営業収益対営業費用比率 (A) / (B) × 100	30.5	32.7	△2.2	△6.7

営業収益 121,347 千円に対し、営業費用は 397,739 千円であり、差引 276,392 千円の営業損失を計上している。営業収益とそれに要した営業費用を対比して業務活動

の能率を示す営業収益対営業費用比率は、理想比率 100%以上を大きく下回る 30.5%となっている。

5 財政状態について

資産、負債及び資本の状況は次表のとおりである。 (単位：千円、%、税抜)

区 分		令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率
資 産	固 定 資 産	5,086,215	5,331,542	△245,327	△4.6
	流 動 資 産	89,575	72,585	16,990	23.4
資 産 合 計		5,175,790	5,404,127	△228,337	△4.2
負 債 ・ 資 本	固 定 負 債	624,519	717,871	△93,352	△13.0
	流 動 負 債	102,489	131,462	△28,973	△22.0
	繰 延 収 益	2,443,738	2,563,264	△119,526	△4.7
	計	3,170,746	3,412,597	△241,851	△7.1
	資 本 金	1,978,870	1,978,870	0	0
	剰 余 金	26,174	12,660	13,514	106.7
	計	2,005,044	1,991,530	13,514	0.7
負 債 ・ 資 本 合 計		5,175,790	5,404,127	△228,337	△4.2

また、資金の収支状況は、次表のとおりである。

キャッシュ・フロー計算書 (要約) (単位：千円、税抜)

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減
業務活動によるキャッシュ・フロー	124,034	156,809	△32,775
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,494	△8,739	5,245
財務活動によるキャッシュ・フロー	△102,340	△100,051	△2,289
資金増加(減少)額	18,200	48,019	△29,819
資金期首残高	53,839	5,820	48,019
資金期末残高	72,039	53,839	18,200

6 総括意見

公共下水道事業については、経営成績や財政状況を的確に把握し、合理的かつ効率的な事業運営を行っていくため、令和5年度より地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行された。

令和6年度の業務状況については、前記したとおりであるが、当年度の主な事業としては、令和7年度から5年間を計画期間とするストックマネジメント計画の策定、公共枿の新設工事、下水処理場地下タンク内面ライニング工事、下水処理場地下タンクレベル計更新工事が行われている。

本町の人口は、減少傾向にあり人口減少に伴う使用料収入の減少が予測され、また、管渠やポンプ施設等の老朽化等に伴う更新投資や、防災減災を目的とした施設

改修に係る費用の増加が見込まれるなど、経営環境は厳しい状況になると考えられる。

今後の公共下水道事業の運営に当たっては、現状と将来の情勢を的確に見極めながら、衛生的で快適な生活環境の維持と、公共用水域の水質保全を図ることが求められる。

そのためには、健全な施設の維持・更新に加え、適正な下水道使用料の設定を含めた経営の健全性の確保が不可欠である。

引き続き、収益の確保や費用の抑制・最適化などの取組を総合的に推進し、将来にわたり、安定的なサービスを継続できるよう、健全な事業運営に努められたい。

美 瑛 町 水 力 発 電 事 業 会 計

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、水力発電事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認める。

2 業務状況について

水力発電事業の業務状況は、次表のとおりである。

項 目	単位	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率 (%)
供 給 電 力	Kwh	2,722,291	2,235,987	486,304	21.7

3 予算執行状況について

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の決算状況については、以下のとおりとなっている。

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円、%、税込)

区 分	令和6年度			令和5年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
営業収益	36,117	38,569	106.8	27,028	33,943	125.6
財務収益	1	1	100.0	1	0	0.0
事業外収益	36,107	37,258	103.2	36,107	37,759	104.6
特別利益	3	0	0.0	3	0	0.0
合 計	72,228	75,828	105.0	63,139	71,702	113.6

支 出

区 分	令和6年度			令和5年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
営業費用	71,048	69,447	97.7	60,666	58,352	96.2
財務費用	1	0	0.0	1	0	0.0
事業外費用	1,077	1,052	97.7	1,007	926	92.0
特別損失	2	0	0.0	1,365	1,358	99.5
予 備 費	100	0	0.0	100	0	0.0
合 計	72,228	70,499	97.6	63,139	60,636	96.0

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位：千円、%、税込)

区 分	令和6年度			令和5年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
基金繰入金	1	0	0.0	1	0	0.0
合 計	1	0	0.0	1	0	0.0

支出

区 分	令和6年度			令和5年度		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
基金積立金	1	0(200円)	0.0	1	0(200円)	0.0
合 計	1	0(200円)	0.0	1	0(200円)	0.0

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額200円は、過年度分損益勘定留保資金200円で補てんされている。

4 経営成績について

(1) 収 益

水力発電事業収益

(単位：千円、%、税抜)

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率
営業収益	35,063	30,857	4,206	13.6
財務収益	0	0	0	0.0
事業外収益	37,258	37,759	△501	△1.3
特別利益	0	0	0	0.0
合 計	72,321	68,616	3,705	5.4

水力発電事業費用

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率
営業費用	68,143	57,843	10,300	17.8
財務費用	0	0	0	0.0
事業外費用	0	0	0	0.0
特別損失	0	1,358	△1,358	0.0
合 計	68,143	59,201	8,942	15.1

(2) 経営比率

総収益対総費用

(単位：千円、%、税抜)

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率
総 収 益 (A)	72,321	68,616	3,705	5.4
総 費 用 (B)	68,143	59,201	8,942	15.1
純 利 益 (A) - (B)	4,178	9,415	△5,237	△55.6
総収益対総費用比率 (A)/(B)×100	106.1	115.9	△9.8	△8.5

総収益 72,321 千円に対し、総費用は 68,143 千円であり、差引 4,178 千円の純利益を計上している。収益と費用の総体的な関連を示す総収益対総費用比率は、理想比率 100 以上に及ぶ 106.1%となっている。

営業収益対営業費用

(単位：千円、%、税抜)

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率
営 業 収 益 (A)	35,063	30,857	4,206	13.6
営 業 費 用 (B)	68,143	57,843	10,300	17.8
営 業 損 益 (A) - (B)	△33,080	△26,986	△6,094	△22.6
営業収益対営業費用比率 (A)/(B)×100	51.5	53.3	△1.8	△3.4

営業収益 35,063 千円に対し、営業費用は 68,143 千円であり、差引 33,080 千円の営業損失を計上している。営業収益とそれに要した営業費用を対比して業務活動の効率を示す営業収益対営業費用比率は、理想比率 100%以上を下回る 51.5%となっている。

5 財政状態について

資産、負債及び資本の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%、税抜)

区 分		令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率
資 産	固 定 資 産	185,149	222,314	△37,165	△16.7
	流 動 資 産	20,299	15,066	5,233	34.7
資 産 合 計		205,448	237,380	△31,932	△13.5
負 債 ・ 資 本	固 定 負 債	0	0	0	0
	流 動 負 債	3,463	3,466	△3	△0.1
	繰 延 収 益	144,998	181,105	△36,107	△19.9
	計	148,461	184,571	△36,110	△19.6
	資 本 金	43,394	43,394	0	0
	剰 余 金	13,593	9,415	4,178	44.4
	計	56,987	52,809	4,178	7.9
負 債 ・ 資 本 合 計		205,448	237,380	△31,932	△13.5

また、資金の収支状況は、次表のとおりである。

キャッシュ・フロー計算書（要約）（単位：千円、税抜）

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,941	8,177	△2,236
投資活動によるキャッシュ・フロー	0(△200円)	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
資金増加（減少）額	5,941	8,177	△2,236
資金期首残高	14,360	6,183	8,177
資金期末残高	20,301	14,360	5,941

6 総括意見

水力発電事業についても、公共下水道事業会計同様の目的により、令和5年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計へと移行されている。

令和6年度の業務状況、経営成績等については、前記したとおりであり、会計全体としては純利益を上げている状況である。

水力発電事業会計においては、今後予想される設備や老朽化に伴う更新、修繕費用並びに発電設備の維持管理に必要な財源の確保が重要な課題となる。

これらに的確に対応し、独立採算を目指した効率的な運営を推進するとともに、発電施設の安全かつ安定的な運行に努められたい。

美 瑛 町 立 病 院 事 業 会 計

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、病院事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認める。

2 経営状況について

(1) 経営成績について

令和6年度の病院事業会計の収支は、病院事業収益（以下「総収益」という。）が1,199,975千円、病院事業費用（以下「総費用」という。）が1,160,760千円となり、差引39,215千円の純利益となった。

総収益の医業収益（その他医業収益を除く。）を前年度と比較すると、入院収益で22,069千円（7.5%）の増、外来収益で9,747千円（4.1%）の減となり、医業収益全体では、10,373千円（1.8%）の増となっている。

総費用の主なものとしては、給与費で8,010千円（1.3%）、材料費で8,242千円（11.0%）、経費で6,079千円（2.7%）、減価償却費で5,335千円（4.4%）、引当金繰入費で1,201千円（2.8%）の増となり、資産減耗費で45,301千円（90.6%）、支払利息及び企業債取扱諸費で2,522千円（21.4%）がそれぞれ減となっている。このほか、特別損失が2,249千円（258.2%）の増となっている。

この結果、当年度の未処理欠損金は、当年度の決算で生じた純利益39,215千円を前年度の繰越欠損金114,867千円から除して、75,652千円となった。

総収益及び総費用の推移は、第1表のとおりである。

《第1表》総収益・総費用の推移

（単位 千円・率は前年対比％・税抜・△は純損失）

年度	総収益		総費用		純利益
元	1,170,681	99.3	1,176,872	99.2	△6,191
2	1,180,742	100.9	1,129,857	96.0	50,885
3	1,148,978	97.3	1,144,359	101.3	4,619
4	1,101,930	95.9	1,147,053	100.2	△45,123
5	1,203,486	109.2	1,168,313	101.9	35,173
6	1,199,975	99.7	1,160,760	99.4	39,215

① 収益について

総収益は、予算額1,189,170千円に対し、決算額1,203,599千円（医業収益579,292千円、医業外収益611,368千円、特別利益12,939千円）で、収入率101.2%となり前年度に比し6,803千円の減となっている。

総収益の内訳とその推移は、第2表のとおりである。

《第2表》総収益の内訳と推移

(単位 千円・税抜)

年度	入院収益	外来収益	その他 医業収益	他会計 補助金	長期 前受金戻入	その他 収 益	総 収 益
元	371,452	241,458	20,879	480,000	47,546	9,346	1,170,681
2	361,279	228,523	23,006	490,000	42,877	35,057	1,180,742
3	325,238	225,574	54,856	480,000	43,842	19,468	1,148,978
4	280,053	216,300	43,986	500,000	46,911	14,680	1,101,930
5	294,222	236,008	35,281	580,000	52,156	5,819	1,203,486
6	316,291	226,261	33,332	550,000	58,477	15,614	1,199,975

収益の主体となる医業収益は、予算額 578,934 千円に対し、決算額 579,292 千円、収入率 100.1%で、前年度に比し 10,158 千円の増となっている。

医業収益（入院・外来）の推移は、第3表のとおりである。

《第3表》医業収益（入院・外来）の推移

(税抜)

年度	入 院 収 益				外 来 収 益		
	患者延数 (人)	一人一日 当収益 (円)	金 額 (千円)	病床利用 率(%)	患者延数 (人)	一人一日当 収益(円)	金 額 (千円)
元	17,210	21,584	371,452	48.0	37,309	6,472	241,458
2	16,751	21,568	361,279	46.8	33,971	6,727	228,523
3	14,721	22,093	325,238	41.2	33,584	6,717	225,574
4	11,996	23,346	280,053	33.5	30,232	7,155	216,300
5	13,018	22,601	294,222	36.3	30,817	7,658	236,008
6	13,772	22,966	316,291	38.5	30,703	7,369	226,261

② 費用について

総費用は、予算額 1,189,170 千円に対し、決算額 1,152,180 千円（医業費用 1,137,986 千円、医業外費用 11,078 千円、特別損失 3,116 千円）で、執行率 96.9%となり、前年度に比し 15,101 千円の減となっている。

使途別費用の前年度との比較は、第4表のとおりである。

《第4表》 使途別費用比較表

(単位 千円・税抜)

区 分	令和5年度	令和6年度	比 較	
			増(△)減	比率 (%)
給与費	615,041	623,051	8,010	1.3
薬品・診療材料費	73,682	81,872	8,190	11.1
光熱水費	30,133	29,797	△336	△1.1
燃料費	14,972	13,651	△1,321	△8.8
賃借料	7,363	7,513	150	2.0
委託料	157,810	164,582	6,772	4.3
減価償却費	120,407	125,742	5,335	4.4
資産減耗費	49,976	4,675	△45,301	△90.6
引当金繰入費	42,949	44,150	1,201	2.8
企業債利息	11,778	9,256	△2,522	△21.4
特別損失	871	3,120	2,249	258.2
その他	43,331	53,351	10,020	23.1
計	1,168,313	1,160,760	△7,553	△0.6

※端数処理により1千円の誤差が生じる場合がある。

給与費の決算額は、前年度に比し8,010千円(1.3%)の増となり、総費用に占める割合は、53.7%となっている。また、給与費の医業収益(入院・外来)に占める割合は、114.8%で、前年度に比し6.0%の増となっている。

薬品・医療材料費は、医療資材の単価高止まりなどにより、前年度に比し8,190千円(11.1%)、賃借料で150千円(2.0%)、委託料で6,772千円(4.3%)、その他経費で10,020千円(23.1%)の増、光熱水費で336千円(1.1%)、燃料費で1,321千円(8.8%)の減となっている。

減価償却費は前年度に比し5,335千円(4.4%)、引当金繰入費で1,201千円(2.8%)、特別損失で2,249千円(258.2%)がそれぞれ増となり、資産更新に伴う除却費用である資産減耗費で45,301千円(90.6%)、企業債利息で2,522千円(21.4%)の減となっている。

(2) 資本的収支について

資本的収入は予算額48,767千円に対し、決算額48,766千円(医療設備整備負担金28,016千円、企業債20,600千円、固定資産売却費150千円)で収入率100.0%となり、前年度に比し36,677千円の減となっている。資本的支出は、予算額172,502千円に対し、決算額172,501千円(建設改良費53,863千円、企業債償還金118,638千円)で、執行率100.0%となっている。資本的支出額に対して不足する額123,735千円は、当年度消費税資本的収支調整額3,064千円及び過年度分損益勘定留保資金120,671千円で補てんしている。

(3) 財政状況について

年度末の資産総額は、1,523,716千円でその内訳は、固定資産で1,336,685千円、流動資産で187,031千円となっている。

流動資産のうち現金預金が100,087千円、未収金等で86,944千円となっている。

負債・資本では、固定負債で249,179千円、流動負債で201,273千円となっている。資本会計は、496,477千円で内訳は、資本金で560,454千円、資本剰余金で5,796千円、利益剰余金では69,772千円の累積損失が生じている。

流動負債に対する流動資産の割合を示す流動比率は、92.9%となっている。

注) 1. 予算額、予算額等との対比の数値は、消費税込みで記載している。

2. 第1表から第4表までの表示金額及び財政状況との対比の数値は、消費税抜きで記載している。

3 総括意見

令和6年度病院事業会計の決算については、収入において医業収益が前年度を上回った。

具体的には、入院収益においては、入院患者が前年度比754人(5.8%)増加したことなどにより、医業収益全体で、前年度比10,157千円(1.8%)の増加となっているが、外来収益の落ち込みを考慮すると収益的に、引き続き厳しい状況にあることに変わりはない。

医業外収益では、前年度比29,644千円(4.6%)の減となっているが、引き続き一般会計への負担が大きくなっている状況である。

費用面においては、人事院勧告に伴う給与改定による給与費の増額、物価高騰による医療資材等の価格が高止まりしていることなどにより材料費が増額、人件費積算単価増に伴う委託料等経費の増額となっている。

令和6年度町立病院事業会計の決算状況の審査から、町立病院は町民の健康と生命を守るうえで、極めて重要な機能を果たしていることは十分認識している。しかしながら、現状の財政運営は極めて厳しく、人件費の増加や急激な物価動向など、社会経済情勢の影響を直接受けている状況である。

現状では、一般会計からの繰入れを長期的に過度に依存しており、独立採算に近づぐべき公算が見えづらい点が大きな懸念であり、病院機能の再編・強化を見据えた、運営体制の見直しと経営の効率化を積極的に推進し、企業会計としての本来の姿へ近づけるための具体的な改革を実行することを望むところである。



美 監 査 第 1 8 号

令 和 7 年 8 月 2 5 日

美 瑛 町 長 角 和 浩 幸 様

美 瑛 町 監 査 委 員 菅 範



美 瑛 町 監 査 委 員 谷 本 憲



令 和 6 年 度 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 に つ い て

地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項 及 び 第 2 2 条 第 1 項
の 規 定 に よ り、令 和 6 年 度 決 算 に 基 づ く 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 を 審
査 し た の で、そ の 意 見 を 別 紙 の と お り 提 出 し ま す。

令和6年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 実質赤字比率	—	14.30	
② 連結実質赤字比率	—	19.30	
③ 実質公債費比率	13.6	25.00	
④ 将来負担比率	17.8	350.00	

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率について、令和6年度決算は黒字であり、該当しない。
- ② 連結実質赤字比率について、令和6年度決算は黒字であり、該当しない。
- ③ 実質公債費比率について、令和6年度の比率は13.6%となっており、早期健全化基準の25.00%と比較するとこれを下回っている。
- ④ 将来負担比率について、令和6年度の比率は17.8%となっており、早期健全化基準の350.00%と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和6年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した水道事業会計の決算は、流動資産と流動負債により算定された結果は黒字であり、経営健全化基準には該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年度 公共下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和6年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した公共下水道事業会計の決算は、流動資産と流動負債により算定された結果は黒字であり、経営健全化基準には該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年度 水力発電事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和6年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した水力発電事業会計の決算は、流動資産と流動負債により算定された結果は黒字であり、経営健全化基準には該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年度 病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和6年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した病院事業会計の決算は、流動資産と流動負債により算定された結果は黒字であり、経営健全化基準には該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年度 老人保健施設事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和6年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した老人保健施設事業特別会計決算は、黒字であり該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。